

第3節

子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように

1

小児医療体制を確保する

1) 小児医療の充実

小児医療については、今後の我が国の社会を担う若い生命を守り育て、また、保護者の育児面における安心の確保を図る観点から、休日・夜間を含め、小児救急患者の受入ができる体制の整備が重要となっている。

このため、都道府県が定める医療計画を通じて、小児医療を担う医療機関の機能分担と連携を促進している。特に小児救急医療については、初期救急では、小児初期救急センター運営事業を、入院を要する救急(二次救急)では、二次医療圏単位で当番制等により小児救急対応が可能な病院を確保する小児救急医療支援事業や、複数の二次医療圏ごとに小児救急患者を受け入れる病院を確保する小児救急医療拠点病院事業を実施し、その充実を図っている。さらに、救命救急(三次救急)では、小児の救命救急医療を担う小児救命救急センター事業や、急性期にある小児への集中的・専門的医療を行う小児集中治療室の整備等を実施している。

また、小児の急病時の保護者等の不安解消等のため、小児の保護者等に対し小児科医等が電話で助言等を行う小児救急電話相談事業(短縮ダイヤル「#8000」)を実施している。

さらに、小児医療については、近年の累次の診療報酬改定において重点的な評価が行われているところであり、2012(平成24)年度診療報酬改定においても、例えば、従来からある、一般向けの特集集中治療室(ICU)や新生児集中治療室(NICU)の評価に加え、新たに小児専門の特集集中治療室(PICU)に対する評価を新設するなどの措置を講じたところである。

加えて、国民健康保険の資格証明書の取扱

について、2009(平成21)年4月から資格証明書¹の交付世帯における中学生以下の被保険者については、資格証明書を交付せず、有効期間が6か月の被保険者証を交付していたが、2010(平成22)年7月からはこの措置の対象を高校生世代まで拡大している。

2) 小児慢性特定疾患治療研究事業等

小児慢性疾患のうち、小児がん等特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となる。このため、児童の健全育成を目的として、その治療の確立と普及を図り、あわせて患者家庭の医療費の負担軽減にも資するため、医療費の自己負担分の一部を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を実施している。

給付の対象となる疾患は、①悪性新生物、②慢性腎疾患、③慢性呼吸器疾患、④慢性心疾患、⑤内分泌疾患、⑥膠原病、⑦糖尿病、⑧先天性代謝異常、⑨血友病等血液・免疫疾患、⑩神経・筋疾患、⑪慢性消化器疾患の11疾患群である。

また、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付等を行っている。

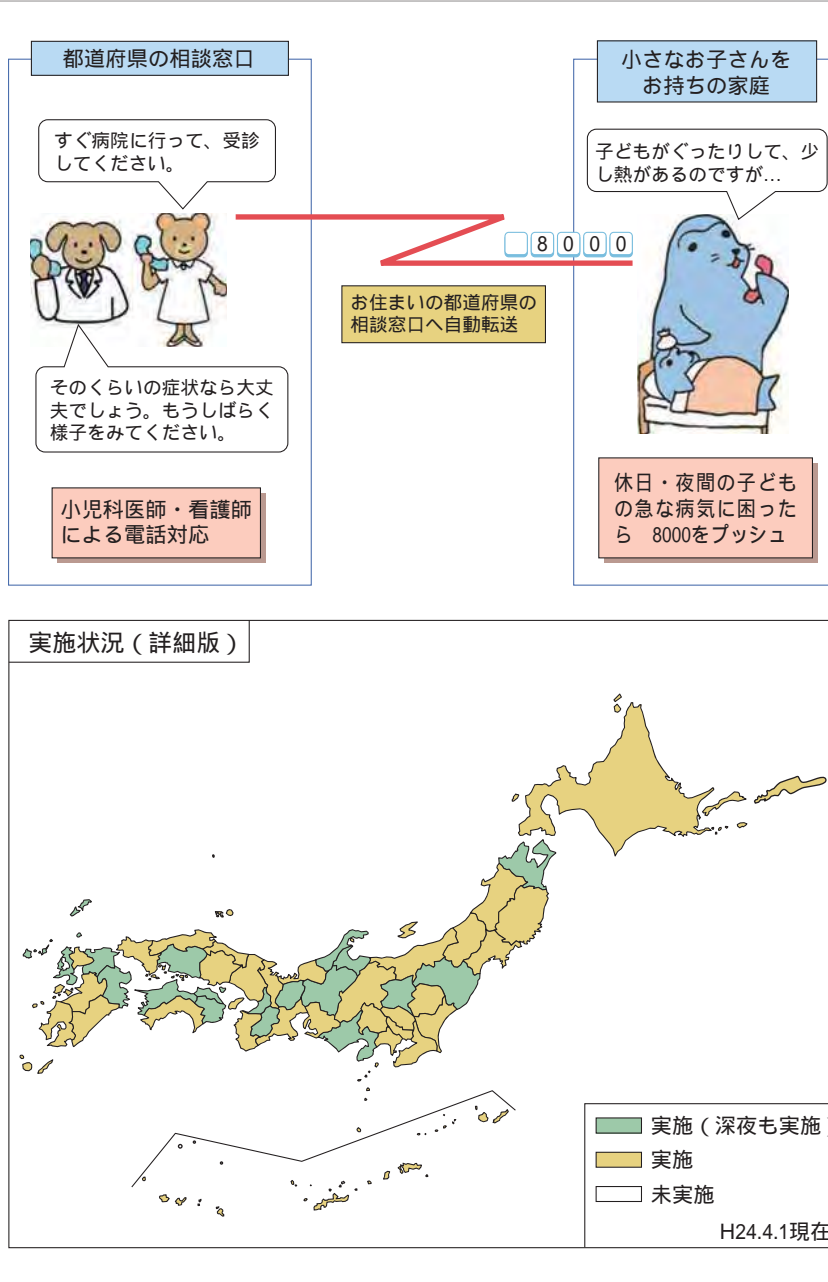
2

子どもの健康と安全を守る

1) 予防接種

予防接種は、感染症の発生及び流行から国民を守る極めて有効な手段であり、我が国の感染症対策上大きな役割を果たしてきたところである。今後も、予防接種の機会を広く確保するとともに、予防接種施策を適切に実施していくことが重要である。

第2-2-9図 小児緊急電話相談（#8000）事業の概要と実施状況について



出典：厚生労働省資料

現在、先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの数が少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」の問題の解消をはじめとして、予防接種制度について幅広い観点からの見直しを求められている。これを受け、政府は、予

防接種の総合的な推進を図るため、2012（平成24）年5月にとりまとめられた厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」²を踏まえ、対象疾病の追加（ヒトパピローマウイ

2 「予防接種制度の見直しについて（第2次提言）」の詳細を紹介したホームページ
厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002b6r0.html>

ルス感染症、小児の肺炎球菌感染症、Hib感染症)等を内容とする「予防接種法の一部を改正する法律案」を第183回通常国会に提出し、同法案は2013(平成25)年3月に成立、4月1日より施行された。

2) こころの健康づくり

2008(平成20)年度から、経験豊かな退職した養護教諭をスクールヘルスリーダーとして、養護教諭未配置校や経験の浅い養護教諭の配置校へ定期的に派遣し、校内での教職員に対する研修、個別の対応が求められる児童、生徒への対応方法等に関する指導等を実施するとともに、スクールヘルスリーダーによる情報交換・知見の向上を図ること等により、児童、生徒が抱える現代的な健康問題に適切に対処できる環境の整備を図っている。

また、子どもの日常的な心身の健康状態を把握し、健康問題などについて早期発見・早期対応を図ることができるよう、教員を対象とした指導参考資料を作成するとともに、養護教諭、スクールカウンセラー等を対象に、子どもの心のケアの効果的な対応方法等に関するシンポジウムを開催している。

さらに、児童思春期におけるこころの健康づくり対策としては、児童思春期におけるこころのケアの専門家の養成研修事業を行っており、精神保健福祉センター、児童相談所等では児童思春期の専門相談を実施している。

加えて、様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を2008年度より3か年のモデル事業として実施してきたところであり、2011(平成23)年度においては、本モデル事業の成果を踏まえ、「子どもの心の診療ネットワーク事業」として事業の本格実施を行っている。

3) 性に関する科学的な知識の普及と発達段階に応じた適切な教育

生涯を通じた女性の健康支援事業では、保健所、市町村保健センター等において、妊娠、避妊や性感染症を含めた女性の心身の健康に関する相談指導のほか、女性のライフステージに応じた健康教育等を実施している。

また、性感染症に関する特定感染症予防指針においては、性感染症は、10代半ばから20代にかけての若年層における発生の割合が高いことから、性感染症から自分の身体を守るための正確な情報提供を適切な媒体を用いて行うことで、広く理解を得ることが重要であり、保健所等が行う健康教育にあつては、教育関係者及び保護者等と十分に連携し、学校における教育と連動した普及啓発を行うこととしている。

さらに、学習指導要領においては、学校における性に関する指導は、児童生徒の発達の段階に応じて性に関する知識を理解させるとともに、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動を取ることができるようになることを目的とされており、体育科、保健体育科、特別活動、道徳などを中心に学校教育活動全体を通じて指導することとしている。なお、指導に当たっては、児童生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮すること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことなどに配慮することが大切である。

政府では、学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者養成と普及を目的とした研修会等を行ったところである。

4) 「食育」の普及促進

2005(平成17)年6月に制定された「食育基本法」(平成17年法律第63号、同年7月施行)

において、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものと位置付けられたところである。

食育基本法では、食育推進会議(会長:内閣総理大臣)が食育推進基本計画(以下この項目において「基本計画」という。)を作成することとされており、2006(平成18)年度から2010(平成22)年度を対象とする最初の基本計画が2006年3月に決定され、これに基づき食育の推進に関する各種施策が行われてきたところである。

なお、2011(平成23)年3月には、2011年度から2015(平成27)年度の5年間に期間とする新たな基本計画が決定されたところである。

(1) 国民運動としての食育の推進

食育基本法の趣旨から、子どもたちに対する食育が重要であるとの認識の下、基本計画に基づき、家庭、学校、保育所、地域等において、国民的広がりを持つ運動として食育を推進している。基本計画は、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るため、毎年6月を「食育月間」として定めている。内閣府では、実施要綱を策定して全国的な推進を図るとともに、2012(平成24)年6月に神奈川県横浜市において第7回食育推進全国大会を開催するなど、食育に関する国民の理解の促進に努めたところである。

また、2007(平成19)年8月からは、食育推進会議の下に「食育推進評価専門委員会」を設置し、食育の推進状況についての評価を行うとともに、「若い世代の食生活改善」等様々な課題について審議を重ねている。

(2) 家庭における食育の推進

2006年6月に公表した「平成17年度乳幼児栄養調査」結果では、出産直後や離乳食の開始時期に授乳や子どもの食事への不安が高ま

ること、幼児(4歳未満)の約1割に朝食の欠食がみられることなどが明らかとなり、乳幼児のいる家庭への食育を推進していく必要がある。このため、授乳や離乳について適切な支援が推進されるよう2007年3月に取りまとめた「授乳・離乳の支援ガイド」の内容について普及啓発を図っている。

また、2010年3月、子育て中の保護者を主たる対象とする「親子のための食育読本」を作成し、公表したところである。

(3) 学校等における食育の推進

学校における食育を推進するためには、学校における指導体制の整備が不可欠である。2005年4月に制度化された栄養教諭は、各学校の指導体制の要として、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、学校給食の管理を行うとともに、食に関する指導を一体として担うことにより、教育上の高い相乗効果をもたらすことが期待されており、食育の推進に大きな効果を上げている。2012年4月現在で、すべての都道府県において4,262人の栄養教諭が配置されている。このほかにも、

① 全国のすべての小学校1年生・3年生・5

年生、中学生を対象とした「食生活学習教材」を作成し、配布及びホームページで公開、

② 栄養教諭を中核として、学校、家庭、地域が連携しつつ、学校における食育を推進するための事業の展開

など、各種事業を継続的に実施し、学校における食育の推進に努めている。

また、2008(平成20)年3月には、小中学校の学習指導要領の改訂を行い、その総則において、「学校における食育の推進」を明確に位置付けるとともに、家庭科(技術・家庭科)や体育科(保健体育科)、総合的な学習の時間、特別活動など、関連する教科等においても食育に関する記述を充実した。併せて、幼稚園教育要領の改訂も行われ、領域「健康」において、食育の観点からの記述を充実した。

さらに、2009(平成21)年4月には、改正学校給食法(平成20年法律第73号)を施行し、第1条(この法律の目的)において、「学校における食育の推進」を明記するとともに、栄養教諭が学校給食を活用した食に関する指導を行うことや、校長が食に関する指導の全体計画を作成するなど、必要な措置を講ずることを規定した。

児童福祉施設における食事は、入所する子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、望ましい食習慣及び生活習慣の形成を図るなど、その果たす役割は極めて大きい。そこで、2009年度に改定された「日本人の食事摂取基準」(2010年版)を受けて、児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理のあり方について、子どもの健やかな発育・発達を支援する観点から、具体的な食事計画の作成や評価など栄養管理の手法について、専門家による検討を行い、2010年3月に「児童福祉施設における食事の提供ガイド」を取りまとめた。

なお、保育所における食育の推進については、2009年4月に施行された、新たな保育所保育指針(厚生労働省告示第141号)に位置付けられている。

(4) 地域における食生活の改善等のための取組の推進

心身ともに健康で豊かな食生活の実現に向け、2000(平成12)年に策定された「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるため、「何を」「どれだけ」食べたらよいかをわかりやすく示した「食事バランスガイド」の活用促進を図っている。また、米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を促すため、地域の実情に応じた食育の取組や広域的、先進的な食育活動に対する支援等

を行った。さらに、学校給食への地場産物の活用など、地域の特性を活かした取組を促進している。

5) 子どもの事故防止

(1) 子どもの事故予防のための取組

2009(平成21)年12月より、子どもの不慮の事故を予防するため、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開している。具体的には、2010(平成22)年9月より、子どもの年齢(月齢)ごとに起こりやすい事故及びその予防策等を、携帯サイト³及びパソコン用ホームページ⁴で紹介するとともに、子どもの不慮の事故を防ぐための注意点や豆知識を、メール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」として、毎週1回配信している。また、2011(平成23)年3月より、子どものけがの体験談やけがを防ぐための工夫を募集し、ホームページで紹介している。

また、2010年度から、子どもの事故予防強化事業において、家庭内における子ども(特に乳幼児)の事故予防のためのパンフレット等を両親学級や集団健診等の場において配布・説明するなど、保護者等に対する意識啓発を行っている。

(2) 遊び場の安全対策の推進

都市公園における遊具については、安全確保に関する基本的な考え方を示した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を2008(平成20)年8月に改訂し、各施設管理者への周知徹底を図っている。また、社会資本整備総合交付金等により、都市公園の遊び場の安全・安心対策となる施設整備に対する支援を実施している。

3 「子どもを事故から守る！プロジェクト」携帯サイトURL <http://www.caa.go.jp/m/>

4 「子どもを事故から守る！プロジェクト」パソコン用ホームページ URL <http://www.caa.go.jp/kodomo/>

(3) 建築物等の安全対策の推進

建築物や昇降機等における子どもの事故を防止し安全を守るためには、建築物等に要求される性能水準を維持し、常時適法な状態に保つことが必要であり、このため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等について、建築物等の所有者等による維持保全計画の作成、定期報告制度等を通じ、適切な維持保全及び必要な改修を促進している。

また、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会及び同審議会昇降機等事故調査部会において、建築物等に係る事故情報について継続的に分析・検討を行い、建築物等の事故防止を図っている。

6) 犯罪等の被害の防止

(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進

警察においては、子どもを対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について、法務省から情報提供を受け、対象者を訪問して所在確認を行い、必要があれば同意を得て面談を行うなど再犯防止に向けた活動を推進しているほか、都道府県警察本部に設置された「子ども女性安全対策班」の活動を始めとする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・指導警告等の措置を講ずる活動を推進している。

また、防犯ボランティアによるパトロール活動や「子ども110番の家」の活動に対する支援、不審者情報等の迅速な発信及び共有に努めているほか、学校等と連携した被害防止教育、スクールサポーターの派遣等を推進している。

さらに、2012(平成24)年度において、子どもたちが安心して教育を受けるために、学校安全ボランティア等を効果的に活用する仕組みを整備することにより、地域社会全体で、子どもの安全を見守る体制の充実を図るとともに、通学時に自ら安全な行動をとれるよう

にするため、小学生を対象とした教育教材の作成を行っている。

(2) 「安全・安心まちづくり」の推進

警察庁においては、関係省庁と連携し、防犯に配慮した犯罪の発生しにくい公園、道路、駐輪場等の公共施設等の整備・管理の普及を促進し、あわせて、住宅についても防犯に配慮した住宅や防犯性能の高い建物部品の開発・普及を促進するなど犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくい「安全・安心まちづくり」を推進している。また、子どもに対する犯罪の発生が懸念される学校周辺、通学路、公園、地下道、空き家等における危険箇所の把握・改善に努めるとともに、街路灯や防犯カメラの整備を促進するなど、子どもが犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進している。

(3) インターネットに係る有害環境から子どもを守るための取組の推進

インターネットに起因する子どもの犯罪被害を防止するため、子どもが使用する携帯電話等インターネット接続機器へのフィルタリングの普及を目指して、携帯電話販売店等の事業者に対する指導・要請、入学説明会等の機会を捉えた保護者に対する啓発活動、関係機関・団体等と連携した広報啓発活動等の取組を推進している。

特に、コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子どもを守るため、警察庁及び関係省庁では、上記のフィルタリングの普及に係る取組のほか、民間事業者による実効性のあるゾーニング(利用者の年齢等属性に応じて利用可能なサービスを区別して設定すること。)の自主的導入の支援に係る取組及び民間事業者による自主的なミニメール内容確認の支援に係る取組を推進している。

7) 子どもの健康に影響を与える環境要因の解明

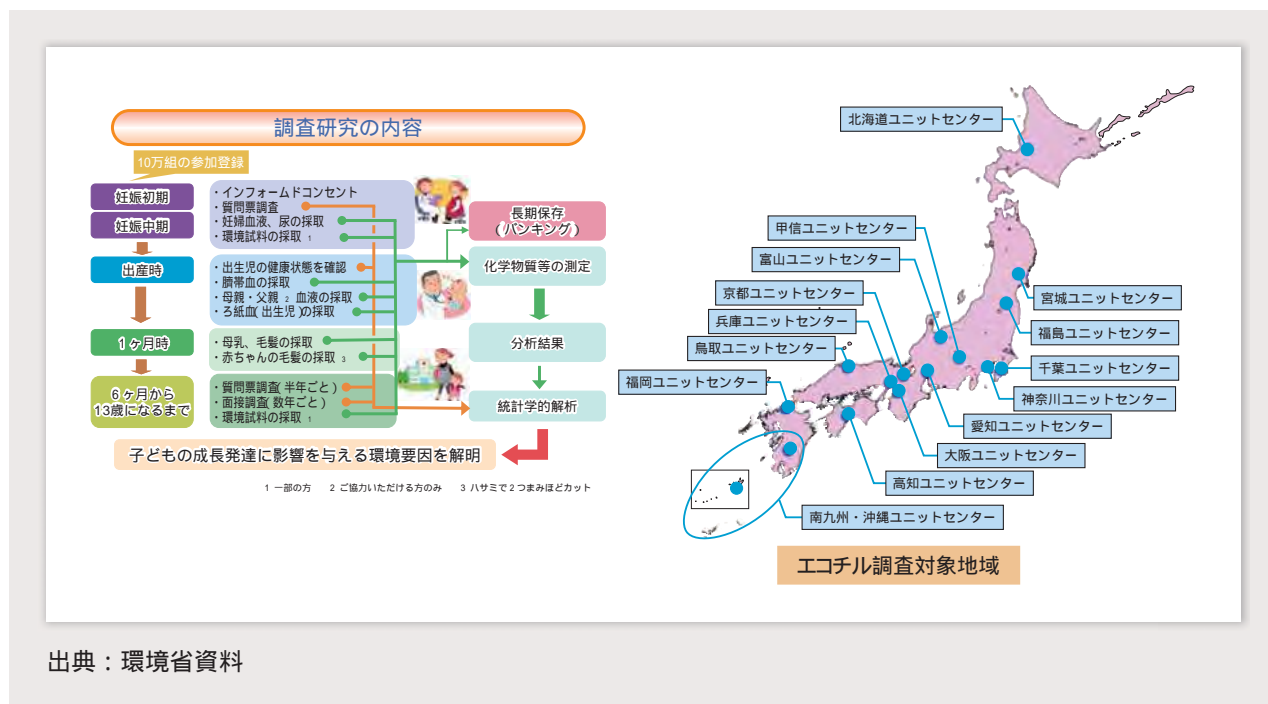
近年、環境中の化学物質等が子どもの心身の健康に与える影響への懸念が広がっている。

環境省は、環境中の化学物質等が子どもの健康に与える影響を解明するため、2010(平成22)年度より、「子どもの健康と環境に関する全国調査」(以下「エコチル調査」という。)を開始した。このエコチル調査は、全国の10万組の親子の協力を得て、血液や尿、母乳などの分析を行うとともに、生まれてくる子どもの健康状態を13歳に達するまで追跡する大規模な疫学調査である。調査で得られた生体試料は長期的に保存し、将来的な調査研究にも備える。

この調査は、環境省の企画立案の下に、国立環境研究所がコアセンターとして実施機関となり、国立成育医療研究センターがメディカルサポートセンターとしての医学的支援を行いつつ、全国15地域の大学等によるユニットセンターと協力して実施する。調査期間は、リクルート期間(3年間)と追跡期間(13年間)として、2011(平成23)年1月から2027(平成39)年までを予定している。

エコチル調査を実施することで、子どもの発育や発達に影響を与える化学物質等の環境要因が明らかになることから、子ども特有のばく露や子どもの脆弱性を考慮した適正な環境リスク評価・リスク管理を行うことが可能となる。さらには、安全・安心な子育て環境の実現・少子化対策にも資するものである。

第2-2-10図 エコチル調査について



出典：環境省資料

第4節

ひとり親 家庭の子どもが困らないように

1 ひとり親家庭への支援を推進する

ひとり親家庭等に対する支援については、「母子及び寡婦福祉法」（昭和39年法律129号）などに基づき、

- ①保育所の優先入所、日常生活支援事業等の「子育て・生活支援策」、
 - ②母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援給付金等の「就業支援策」、
 - ③養育費相談支援センター事業の設置などの「養育費の確保策」、
 - ④児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の貸付け等の「経済的支援策」、
- を4本柱とした総合的な自立支援策を展開している。

1) 子育て・生活支援

母子及び寡婦福祉法において、保育所に入所する児童を選考する際のひとり親家庭の子どもに対する特別な配慮を地方公共団体に義務づけているほか、放課後児童クラブの利用についても、ひとり親家庭の子どもは利用の必要性が高いものとして、優先的な取扱いを行うよう地方公共団体に通知をしている。

また、ひとり親が疾病、技能習得のための通学等により、一時的に介護、保育や日常生活に支障が生じた場合に家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣等を行う母子家庭等日常生活支援事業や、ひとり親家庭に対する育児や健康面等の生活支援に関する相談や講習会の実施、ひとり親家庭が集い、交流や情報交換を行う場所の提供等を行うひとり親家庭生活支援事業等を実施している。

2) 就業支援

母子家庭の母等が、よりよい収入・雇用条

件等で就労することにより、経済的な自立が図られるようにするため、就業支援を行うことは、非常に重要であり、

- ①就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援センター事業、
- ②地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した際に、受講料の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業、
- ③看護師等の資格取得のために養成機関在学中の生活費の負担を軽減する高等技能訓練促進費等事業、
- ④個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定しきめ細かな就業支援等を行う母子自立支援プログラム策定等事業や、ハローワークと地方公共団体が締結した協定等に基づき、福祉事務所とハローワークが連携して就労支援を行う「福祉から就労」支援事業、など様々な支援を実施している。

また、2013（平成25）年3月には「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号）が施行され、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実や民間事業者に対する協力の要請等を行った。

なお、2012（平成24）年度までの特別対策として、安心子ども基金を活用し、高等技能訓練促進費の支給期間の延長や在宅就業の環境整備への支援等を実施している。

3) 経済的支援の充実

母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給するほか、母子家庭等の生活や子どもの就学に必要な資金等について貸付を行う母子寡婦福祉貸付金の貸付を行っている。2010（平成22）年8月

から、児童扶養手当の支給対象を父子家庭にも拡大し、生活保護の母子加算を引き続き支給する。

4) 養育費の確保等

離婚したひとり親家庭等にとって養育費の確保は重要であることから、2002(平成14)年の母子及び寡婦福祉法の改正により、養育費支払いの責務等について明記し、養育費に関するリーフレット等の配布、「民事執行法」(昭和54年法律第4号)の改正による強制執行手続の改善を図ってきたところである。

また、地方自治体が設置する母子家庭等就業・自立支援センターに養育費専門相談員を配置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供を行うこととするとともに、国においては養育費相談支援センターを設置し、母子家庭等就業

自立支援センターで受け付けられた困難事例等への対応や、養育費専門相談員等地域で養育費相談に従事している人を対象とする研修、ホームページ等による情報提供を実施している。

2011年6月に公布された民法改正(明治29年法律第89号、最終改正平成23年法律第74号)では、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、養育費の分担と親子の面会交流が明示された。面会交流は子の健やかな成長を確保する上で有意義であるなどの観点から、面会交流の実現を支援していく必要がある。このため、2012(平成24)年度予算において、母子家庭等就業・自立支援事業の新たなメニューとして、取り決めのある面会交流の円滑な実施に向けた支援(相談、日程調整、付添い等)を行う事業を盛り込み、面会交流に関する相談支援体制の充実を図ることにしている。

第5節

特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

1 障害のある子どもへの支援に取り組む

1) 障がい者制度改革推進本部における取組

2009(平成21)年12月には、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、その下で、障害のある方々を中心とする「障がい者制度改革推進会議」(以下「推進会議」という。)が開催され、我が国の障害者制度改革のための検討が進められた。

2010(平成22)年6月には、政府は推進会議が取りまとめた「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」(第一次意見)を最大限尊重した改革の「工程表」を閣議決定した。さらに同年12月に、推進会議が取りまとめた「障害者制度改革の推進のための第二次意見」等を踏まえ、政府は、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)について、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、十分な教育を受けられるようにすることや、障害のある子どもが可能な限り身近な場所で療育等の支援を受けられるようにすること等を盛り込んだ「障害者基本法の一部を改正する法律案」を2011(平成23)年3月に「障がい者制度改革推進本部」において決定し、同年4月、国会に提出され、一部修正の上、同年6月に衆議院、同年7月に参議院においてそれぞれ全会一致で可決成立し、同年8月に施行(一部は2012(平成24)年5月施行。)された。

障害者基本法の改正により、2012年5月、障害者基本計画の策定又は変更に当たって調査審議や意見具申を行うとともに、計画の実施状況を監視や勧告を行うための機関として、内閣府に「障害者政策委員会」が設置された。同委員会では、2013(平成25)年度からの次期障害者基本計画の策定について、

2012年12月に意見を取りまとめた。このうち、教育については、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを原則とするインクルーシブ教育システムを構築することが盛り込まれた。また、療育については、障害のある子どもが障害のない子どもと同様に一般児童施策を利用できるよう、必要な施策を講ずることなどが盛り込まれた。

障害者に対する差別の禁止の在り方については、障害者政策委員会に差別禁止部会が置かれ、2012年9月には、同部会意見の取りまとめられた。この意見では、国際連合の「障害者の権利に関する条約(仮称)」などに基づき、障害のある子どもに対する教育や養育などに関する差別の禁止についての意見も盛り込まれた。

2) ライフステージに応じた一貫した支援の強化

地域において障害のある子どもとその家族を支えていく体制を整備するとともに、乳児期、就学期、学齢期、青年期、成年期などライフステージに応じて、保健・医療・福祉・教育・就労などの連携した支援を行うことが求められている。

このため、障害のある子どもに対しては、健康診査等によりできるだけ早期に障害を発見するとともに、児童福祉法に基づき、障害のある子どもに対し、治療や専門的療育を実施する児童福祉施設の整備及び機能強化を図り、療育体制を整備しているところである。

また、障害のある子どもには、その時々に応じて、保健・医療・福祉・教育・就労など様々な関係者が支援を行うことが必要であり、地域自立支援協議会の活用(子ども部会の設置)等により関係機関や関係者の連携システムを構築していく必要がある。

3) 障害のある子どもの保育等

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年法律第71号)の施行による改正児童福祉法等が施行され、2012(平成24)年4月から障害児が身近な地域で専門的な支援を受けることができるよう、障害種別で分かれていた施設体系について一元化するなど、障害児支援の強化を図ったところである。

この改正に基づき、障害のある子どもに対して、日常生活における基本動作の指導や、集団生活の適応のための支援を行う児童発達支援や保育所等訪問支援を実施している。また、従来から引き続き、家族の休息などができるよう一時的に預かって見守る日中一時支援等を実施している。

また、障害のある子どもについては、保育所での受入れを促進するため、1974(昭和49)年度より、障害児保育事業において保育所に保育士を加配する事業を実施してきたが、事業開始より相当の年数が経過し、保育所における障害のある子どもの受入れが全国的に広く実施されるようになったため、2003(平成15)年度より一般財源化したところである(2011(平成23)年度実施か所数: 7,145か所、対象児童10,921人)。

このほか、障害のある子どもを受け入れるにあたり、バリアフリーのための改修等を行う事業や、障害児保育を担当する保育士の資質向上を図るための研修を実施している。

また、幼稚園においても、特別支援教育コーディネーター⁵の指名などの支援体制を整備するための経費の一部を国が補助するとともに

に、公立幼稚園において地方財政措置による特別支援教育支援員の配置を進めるなど、障害のある子どもの受入れ体制の整備促進を図っているところである。

4) 発達障害のある子どもへの支援の充実

発達障害児⁶支援については、2005(平成17)年4月に施行された「発達障害者支援法」(平成16年法律第167号)を踏まえ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援の推進を図るため、保健、医療、福祉、教育、就労等の制度横断的な関連施策の推進に取り組んでいる。

特に、発達障害等に関する知識を有する専門員が、市町村の保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対して、発達障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う「巡回支援専門員整備事業」を実施するなど、地域における発達障害者に対する支援体制の充実を図っているところである。

5) 特別支援教育の推進

障害のある子どもの教育については、2007(平成19)年4月に改正学校教育法(平成18年法律第80号)が施行され、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行うという理念の下、特別支援教育制度に転換された。本改正により、小・中学校等においても、発達障害を含む障害のある子どもに対する特別支援教育を推進することが法律上明確に規定された。この新しい特別支援教育制度の下、障害のある子ども

5 「特別支援教育コーディネーター」とは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者をいう。

6 「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害であり、通常、低年齢において発現するものである。また、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者のうち、18歳未満の者を「発達障害児」という。

もは、その障害の状態等に応じ、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導等において、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を受けている。

この特別支援教育制度への転換や、社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育課程の基準の改善として、2009(平成21)年3月に特別支援学校の学習指導要領等を改訂し、

- ①障害の重度・重複化、多様化への対応、
- ②一人一人に応じた指導の充実、
- ③自立と社会参加に向けた職業教育の充実、などを行った。

また、2008(平成20)年及び2009年3月に改訂した幼稚園、小・中・高等学校の学習指導要領等についても、障害の状態等に応じた指導内容・方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定するなど、特別支援教育に関する記述を充実したところである。

また、これらの制度改正等の趣旨を踏まえ、障害のある子どもに適切な指導や必要な支援を行うためには、特別支援教育にかかわる教員の専門性の向上や、各学校における支援体制の整備を一層充実していくことが重要な課題である。このため、大学への委託により特別支援教育に関する研修を実施し、特別支援教育にかかわる教員の専門性の向上に取り組むとともに、「特別支援教育総合推進事業」等の各種事業の実施や、障害のある子どもの学校における生活介助・学習支援等のサポートを行う「特別支援教育支援員」の配置に関する地方財政措置、また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研究、研修、「発達障害教育情報センター」による情報提供等を通じて、特別支援教育の推進を図っている。

インクルーシブ教育システムの構築という障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方については、中央教育審議会の「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において専門的な調査審議が行われその審議結果が、2012(平成24)年7月に、

初等中等教育分科会報告として取りまとめられたところである。報告では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の在り方、就学相談・就学先決定の在り方、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携の推進、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等について提言されており、今後はこの提言等を踏まえ、特別支援教育を推進することとしている。

2 児童虐待を防止するとともに、社会的養護を充実する

2-1 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、保護・自立支援に取り組む

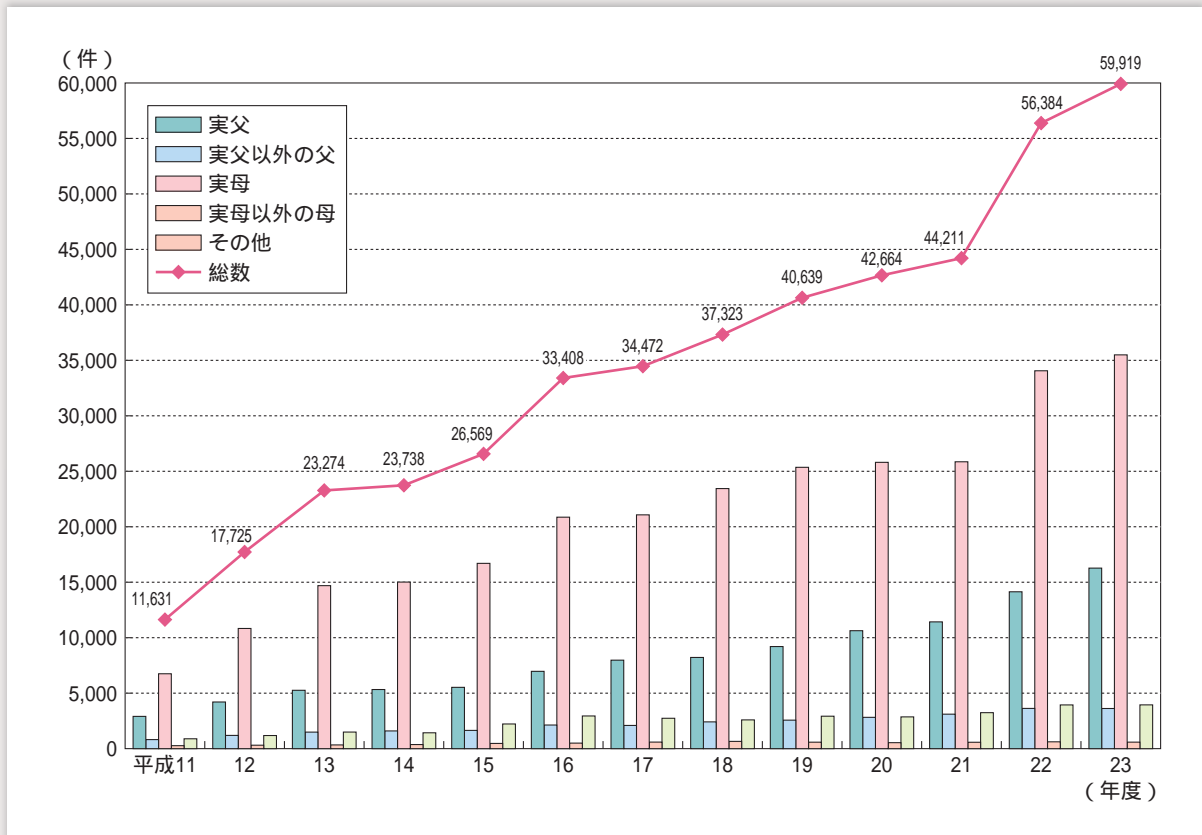
児童虐待への対応については、2000(平成12)年11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号、以下「児童虐待防止法」という。)が、2004(平成16)年及び2007(平成19)年に改正され、制度的な対応について充実が図られてきた。しかし、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、2011(平成23)年度には5万9,919件となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。

なお、主たる虐待者をみると、実母が59.2%と最も多く、次いで実父が27.2%となっている。

1) 児童虐待防止に向けた普及啓発

2004(平成16)年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。2012(平成

第2-2-11図 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移及び主たる虐待者の内訳



注：2010年度は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値
出典：厚生労働省資料

24) 年度においては、月間標語の公募・決定、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催（11月24日・北海道札幌市）、広報用ポスター・リーフレット等の作成・配布、政府広報を活用した各種媒体（インターネットテレビ、ラジオ、新聞広告等）により児童相談所全国共通ダイヤルの周知徹底を図るなどの広報啓発等を実施した。また、民間団体が中心となって実施している「オレンジリボン・キャンペーン」について後援している。

2) 児童虐待防止対策の取組状況

(1) 切れ目のない児童虐待防止対策の推進


児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向け、

- ①虐待の「発生予防」、
 - ②虐待の「早期発見・早期対応」、
 - ③虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」、
- に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実していくことが必要である。

このため、

- ①発生予防に関しては、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導、助言等により養育能力を向上させるための支援を行う「養育支援訪問事業」、子育て中の親子が相談・


第2-2-12図 オレンジリボンについて



オレンジリボン憲章

- 1 私たちは、子どものいのちと心を守ります
- 2 私たちは、家族の子育てを支援します
- 3 私たちは、里親と施設の子育てを支援します
- 4 私たちは、地域の連帯を拡げます

子ども虐待防止のオレンジリボン



オレンジリボン・キャンペーンを通じて訴えかけたいこと

まずは身近な自分の子育てを振り返ってみてほしい
 もし、子育てに悩んでいる人がいたら、ひとりで抱え込まずに相談してほしい
 もし、虐待で苦しんでいる子どもたちがいたら、がまんしないで打ち明けてほしい
 自分の周囲で虐待が疑われる事実を知ったときは、躊躇なく通報してほしい
 虐待を受けた子どもたちの自立に向けた支援の輪に加わってほしい
 （寄付でも、ボランティアでも）
 もし、可能なら、虐待を受けた子どもたちのための親代わり（里親）になってみてほしい

出典：厚生労働省資料

交流できる「地域子育て支援拠点事業」の推進等、相談しやすい体制の整備等、

②早期発見・早期対応に関しては、虐待に関する通告の徹底、児童相談所の体制強化のための児童福祉司の確保、市町村の体制強化、専門性向上のための研修やノウハウの共有、「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」の機能強化、

③保護・自立支援に関しては、社会的養護の質・量の拡充、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を行う保護者支援の推進、親権に係る制度の見直し、などの取組を進めている。

(2) 児童虐待による死亡事例等の検証

児童虐待による死亡事例等について、2004（平成16）年度より、社会保障審議会児童部会の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において分析、検証し、事例から明らかになった問題点・

課題から具体的な対応策を提言として取りまとめている。2012（平成24）年度においては第8次報告を取りまとめ、近い将来に親になりうる10～20代の若者などに向けた虐待予防のための広報・啓発等について提言している。

なお、厚生労働省では、近い将来親になる若者が児童虐待問題に関心をもち、理解を深めることを目的とした、「学生によるオレンジリボン運動」に取り組んでいる。

(3) 学校による取組

学校における児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実を図るため、2006（平成18）年、学校等における児童虐待防止に関する国内外の先進的取組について調査研究報告書を取りまとめた。これを踏まえ、教員等向けの研修モデル・プログラムの検討を行い、虐待を受けた子どもへの支援等について教職員の対応スキルの向上を図るための研修教材を作成し、2009（平成21）年、学校現場においてよ

り幅広い活用が図られるようCD-ROM化し、教育委員会に配布した。

また、2010(平成22)年3月、文部科学省は、厚生労働省と協議の上、学校等と児童相談所等の相互の連携を強化するため、学校等から児童相談所等への児童の出欠状況等の定期的な情報提供の実施方法等に関する指針を策定し、都道府県・政令指定都市の教育委員会、福祉部門等宛に通知し、2011(平成23)年3月、同指針に基づく実施状況等を検証し、結果を公表するとともに、2012年3月、これらの取組を踏まえ、児童虐待の速やかな通告を一層推進するための留意事項を、都道府県等を通じて、学校教育関係者に周知した。

また、養護教諭の児童虐待への対応の充実に資する一助とするため、「養護教諭のための児童虐待対応の手引」を作成し、2007(平成19)年12月に配布している。

2-2 社会的養護を質・量ともに充実させる

社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子どもや何らかの障害のある子どもへの支援を行う施策へと役割が変化しており、一人一人の子どもをきめ細やかに支援していけるような社会的資源として、その役割・機能の変化が求められている。

その中で、2010(平成22)年の年末から2011(平成23)年の年始にかけてタイガーマスクの名前で全国各地の児童養護施設等に善意の寄付が相次いだ。社会全体で社会的養護が必要な子どもたちを温かく支援していくことが必要であることから、厚生労働省では2011年1月に、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を開催して、社会的養護の短期的課題と中長期的課題について集中的に検討し、同年7月に、同委員会及び社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、「社会的養護の課題と将来

像」をとりまとめた。これに沿って、家庭的養護の推進、里親委託・里親支援の推進、施設運営の質の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護などを進めている。

1) 家庭的養護の推進

虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要であり、原則として、家庭養護(里親、ファミリーホーム)を優先するとともに、児童養護施設等における施設養護も、施設の小規模化、地域分散化を行い、できる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要がある。

このような観点から、ケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施や、児童養護施設を対象とした地域小規模児童養護施設の設置を進めている。2012(平成24)年11月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」を各都道府県等あてに通知し、施設の小規模化の意義と課題等について取りまとめたほか、ケア形態の小規模化を計画的に推進するため、児童養護施設・乳児院の各施設は施設ごとに施設の小規模化・地域分散化を進める具体的な方策を定めた「家庭的養護推進計画」の策定を求め、都道府県は「都道府県推進計画」を2014(平成26)年度までに策定することとしている。

一方、里親制度においては、要保護児童を里親の家庭に迎え入れ、家庭的な環境の中で養育を行う重要な制度であり、その拡充を図る必要がある。

このため、2011(平成23)年3月には、里親委託優先の原則を明示した「里親委託ガイドライン」を策定した。里親委託率を伸ばしている自治体は、児童相談所への専任の里親

担当職員の配置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。このため、2008(平成20)年度より里親支援機関事業を創設、2012年度より里親支援専門相談員を児童養護施設と乳児院に配置できるようにしたところであり、今後も、里親の孤立化防止など里親支援の体制を整備しながら、里親委託を推進していくこととしている。

現在、日本の社会的養護は、9割が乳児院や児童養護施設、1割が里親やファミリーホームであるが、ケア形態の小規模化や里親制度を推進することにより、今後、十数年かけて、①概ね3分の1が、里親及びファミリーホームに、②概ね3分の1が、グループホームに、③概ね3分の1が、本体施設(児童養護施設は全て小規模ケア)という姿に変えていくこととしている。

2) 年長児の自立支援策の拡充

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い。このような子どもたちが他の子どもたちと公平なスタートが切れるように自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図ることが必要である。

このため、2009(平成21)年改正後の児童福祉法等においては、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)について、都道府県にその実施を義務付け、費用を負担金で支弁することとした。

また、2010(平成22)年度から、施設を退所した後の地域生活及び自立を支援するとともに、退所した人同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供する「退所児童等アフターケア事業」を実施している。

さらに、施設等を退所する子ども等が、親がいない等の事情により身元保証人を得られないため、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように、2007(平成19)年度から、施設長等が身元保証人となる場合の補助を行う「身元保証人確保対策事業」を実施している。

3) 社会的養護に関する施設機能の充実

施設運営の質を向上させるため、「社会的養護の課題と将来像」では、施設種別ごとの運営指針を策定するとともに、社会的養護の施設における第三者評価の義務化、施設長研修の義務化を行うこととされた。これを受け、2011(平成23)年9月に児童福祉施設最低基準を改正し、第三者評価及び施設長研修を義務づけた。

また、2012(平成24)年3月には、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5つの施設運営指針と、里親及びファミリーホーム養育指針を策定するとともに、社会的養護関係施設第三者評価の評価基準を策定した。

さらに、2012年度予算には、虐待を受けた子ども等の増加に対応し、ケアの質を高めるため、社会的養護の施設の児童指導員・保育士等の基本的人員配置を30数年ぶりに引き上げたところであり、引き続き施設機能の充実を進めていくこととしている。

4) 被措置児童等虐待の防止

施設等に措置された被措置児童等への虐待があった場合には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境を確保することが必要である。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応が必要となる。

このため、2009(平成21)年に施行された

改正児童福祉法では、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るための仕組みを整備した。

また、同年、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を作成し、都道府県の関係部局の連携体制や通告等があった場合の具体的対応等の体制をあらかじめ定めること、都道府県児童福祉審議会の体制を整備することや、関係施設の協議会等との連携・協議を強化し、被措置児童等への周知や子どもの権利についての学習機会の確保を図ること等について、都道府県等に対し具体的に示したところである。

3 定住外国人の子どもなど特に配慮が必要な子どもたちへの支援を推進する

1) 定住外国人の子どもに対する就学支援

2012(平成24)年5月現在、我が国の公立の小学校、中学校、高等学校などに在籍する外国人児童生徒の数は7万1,545人である。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒の数は、2012年5月現在で2万7,013人であり、前回調査の2010(平成22)年度より1,498人(約5.3%)減少したが、依然として多数在籍している。

外国人については、保護者が希望する場合には、その子どもを公立の小中学校等に無償で就学させることができ、その支援のために以下のような施策を行っている。

- ①日本の教育制度や就学の手続などをまとめた就学ガイドブック及び概要版をポルトガル語、中国語など7言語で作成し、教育委員会や在外公館等に配布したほか、地方入国管理局において概要版を配布
- ②教育委員会に配置したバイリンガル相談員による就学案内・相談、入学・編入学前後の外国人の子どもへの初期指導教室(プレクラス)、学校での日本語指導の補助、学校と保護者との連絡調整などを行う際に必

要な外国語が使える人材の配置など、各自治体が行う取組を支援する事業を実施

- ③外国人児童生徒等の日本語指導を行う教員を配置するための加配定数を措置(公立小中学校等の教員の給与費の3分の1を国庫負担)
- ④独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長・教頭などの管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施
- ⑤教員を中心とする教育関係者が、外国人児童生徒に対して、効果的に適応指導・日本語指導を行える環境づくりを支援するため、「日本語能力測定方法」及び外国人児童生徒教育に関する研修会を計画するための「研修マニュアル」を開発中
- ⑥景気後退により、不就学等となっているブラジル人などの子どもに対して、日本語などの指導や学習習慣の確保を図るための教室を設け、主に公立学校への円滑な転入が出来るようにする「定住外国人の子どもへの就学支援事業」を2009(平成21)年度から実施

2) 自死遺児への支援

自死遺児支援については、2006(平成18)年10月に施行された「自殺対策基本法」(平成18年法律第85号)を踏まえ、自殺又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うため、遺族のための自助グループ等の地域における活動を支援するなど、地方公共団体との連携の下、自死遺族支援施策の中で関連施策の推進に取り組んでいる。

具体的には、地域自殺対策緊急強化基金を活用して、地方公共団体において、自死遺児支援のためのつどいの開催等の取組を実施している。

4 子どもの貧困率への取組を行う

1) 子どもの貧困率について

最新の2010(平成22)年国民生活基礎調査での相対的貧困率は、全体で16.0%、子どもで15.7%となっている。一方、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は、14.6%であり、そのうち、大人が1人いる世帯の相対的貧困率は50.8%、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率は12.7%となっている。

また、OECDでは、2008年のOECD加盟国の相対的貧困率を公表しているが、これによると、我が国の相対的貧困率はOECD加盟国34か国中29位と高い水準となっており、特に

子どもがいる現役世帯のうち大人が1人いる世帯の相対的貧困率については高くなっている。

相対的貧困率は可処分所得のみで算定されていることから、この数字だけで貧困の状況すべてを測ることはできないが、子どもの貧困が解決しなくてはならない状況にあることがうかがえる。

このため、子どもがその生育環境に左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもがすこやかに育成される環境を整備する必要があり、就学援助等の教育支援、保育や子育て支援の実施等の生活支援、ひとり親家庭等の就労支援、児童手当や児童扶養手当の支給などの経済的支援等を行っているところであり、引き続き進めていく。